

第26回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 午前9時～午前9時52分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (15名)
 - 会長 15番
 - 会長代理 1番
 - 委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番 8番
9番 10番 11番 12番 13番 14番
4. 欠席委員 (1名)
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (5件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (1件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 4件)
 - 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1件)
 - 日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 1件)
 - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 2件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 局長補佐 管理調整係長 事務補助員

議 長 それでは只今から、第26回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、6番〇〇委員と7番〇〇委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が5件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページです。①合意解約申出書5件です。番号1。貸人、湧水町木場 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地、木場字大薄〇〇、畑〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年8月1日から令和7年7月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年7月22日。番号2。貸人、湧水町川添 〇〇。借人、鹿児島市 〇〇。土地、川添字馬場下〇〇田〇〇㎡外2筆 計3筆 8,578㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年12月1日から令和10年11月30日及び令和元年11月30日から令和11年11月30日。解約の理由、子への生前贈与を行うため。利用権の種類、使用貸借及び賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年9月30日。番号3。貸人、兵庫県 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地、木場字前田〇〇、田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年4月1日から令和5年3月31日。解約の理由、土地の譲渡を行うため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年10月31日。番号4。貸人、鹿児島市 〇〇。借人、鹿児島市 〇〇。土地、川添字川原〇〇、田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由、利用権設定変更。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年8月31日。番号5。貸人、湧水町田尾原 〇〇。借人、鹿児島市 〇〇。土地、田尾原字城ヶ鼻〇〇、田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、水稻経営規模縮小のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年9月30日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3

第1項の規定による届出書が1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 2ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件です。番号1。権利取得者、湧水町田尾原 ○○。権利取得日、令和4年7月13日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、田尾原天神原○ ○、畑○○㎡外7筆 田3筆、畑5筆の計8筆10,076㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第280号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず、利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号4号まで、事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。日程第1 議案第280号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から4号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田4,820㎡、畑3,974㎡ 小計8,794㎡。次に4ページです。総括表です。これも合計だけ説明いたします。賃貸借分の田3,997㎡ 畑3,974㎡、次に使用貸借分の田823㎡。田が4,820㎡。畑が3,974㎡。合計で8,794㎡です。5ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。

議長 整理番号1号から整理番号4号について審査します。整理番号1号から整理番号4号の事務局の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号4号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号4号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号から整理番号6号まで、事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。今度は、所有権移転の分です。地区別集計表の真ん中です。田が808㎡、畑が19,901㎡、計20,709㎡です。次に7ページです。議案第280号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。所有権移転の

部です。整理番号1。所在，川西字新中野〇〇田 農振内〇〇㎡です。渡人，湧水町川西 〇〇。受人，湧水町川西 〇〇。経営面積180,081㎡。外はお目通しください。利用目的，規模拡大。売買価格は10万円。移転時期・引渡時期，公告日・許可日。受人は認定農業者です。整理番号2。所在，木場字上佐牟田〇〇原野 農振内〇〇㎡外2筆 計3筆の5,558㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。経営面積103,643㎡。外はお目通しください。利用目的，規模拡大。売買価格，全部で220万円。移転時期・引渡時期，公告日・許可日。受人は認定農業者です。整理番号3。所在，木場字上佐牟田〇〇畑 農振内〇〇㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。外はお目通しください。利用目的，規模拡大。売買価格80万円。移転時期・引渡時期，公告日・許可日。受人は認定農業者です。整理番号4。所在，木場字下佐牟田〇〇畑 農振内〇〇㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。外はお目通しください。利用目的，規模拡大。売買価格，35万円。移転時期・引渡時期，公告日・許可日。受人は認定農業者です。整理番号5。所在，木場字下佐牟田〇〇畑 農振内〇〇㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。利用目的，規模拡大。売買価格，160万円。移転時期・引渡時期，公告日・許可日。受人は認定農業者です。整理番号6。所在，木場字下佐牟田〇〇畑 農振内〇〇㎡外4筆 計5筆 6,640㎡。渡人，湧水町木場 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。外はお目通しください。利用目的，規模拡大。売買価格は全部で280万円。移転時期・引渡時期，公告日・許可日。受人は認定農業者です。以上です。

- 議 長 まず，整理番号1号について審査します。整理番号1号につきましては，
現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。
- 4 番 4番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第280号整理番号1号
の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、
議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内
容は，売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は，
良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては，受人の経営面
積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たして
いることを確認し，適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号1号は調査委員の報告は承認相当と
いうことです。承認相当と認め，承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号の資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に整理番号2号について審査します。整理番号2号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 4 番 4番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第280号整理番号2号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の4ページから6ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号2号の資格審査については、承認することに決定しました。次に整理番号3号について審査します。整理番号3号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 8 番 8番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第280号整理番号3号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の4ページ、5ページ、7ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号3号の資格審査については、承認することに決定しました。次に整理番号4号について審査します。整理番号4号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 8 番 8番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第280号整理番号4号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、

議案書と議案参考資料の4ページ, 5ページ, 8ページをご参照ください。申請内容は, 売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は, 良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては, 受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを確認し, 適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ, 整理番号4号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め, 承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号4号の資格審査については, 承認することに決定しました。次に整理番号5号について審査します。整理番号5号につきましても現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いいたします。

4 番 4番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第280号整理番号5号の現地調査の報告をいたします。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の4ページ, 5ページ, 9ページをご参照ください。申請内容は, 売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は, 良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては, 受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを確認し, 適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ, 整理番号5号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め, 承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号5号の資格審査については, 承認することに決定しました。次に整理番号6号について審査します。整理番号6号につきましても現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いいたします。

4 番 4番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第280号整理番号6号の現地調査の報告をいたします。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の4ページ, 5ページ, 10ページをご参照ください。申請内容は, 売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕

作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号6号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号6号の資格審査については、承認することに決定しました。

議長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。次に日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてに移ります。議案第281号から議案第284号までの4議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 9ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第281号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字中三鳥〇〇田 農振内〇〇㎡，外7筆。農振内及び農振外の計8筆8,665㎡。渡人，湧水町北方 〇〇。受人，湧水町北方 〇〇。外はお目通しください。労力総数1。申請事由，親から子への贈与です。次に議案第282号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字稲狩迫〇〇畑 農振外〇〇㎡。渡人，兵庫県 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。経営面積，512㎡。外はお目通しください。労力総数1。申請事由，規模拡大。売買価格，千円です。議案第283号。権利，所有権移転。所在，木場字前田〇〇田 農振内〇〇㎡。渡人，兵庫県 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。経営面積24,656㎡。外はお目通しください。労力総数1。申請事由，規模拡大。売買価格は20万円です。次に議案第284号。権利，所有権移転。土地の所在，川添字〇〇田 農振内〇〇㎡外7筆 計8筆 13,681㎡。渡人，湧水町川添 〇〇。受人，鹿児島市 〇〇。外はお目通しください。労力総数1。申請事由，親から子への贈与です。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず，議案第281号について審議します。議案第281号は，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

6番 6番〇〇です。農地法第3条に係る議案第281号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考

資料の 11 ページから 18 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、田及び畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 281 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 281 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 282 号について審議します。議案第 281 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 282 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページ、19 ページ、20 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 282 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 282 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 283 号について審議します。議案第 283 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

11 番 11 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 283 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 11 ページ、21 ページ、22 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、田です。地域との調和要件は、すべて整っており

特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 283 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 283 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 284 号について審議します。議案第 284 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 284 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 23 ページから 29 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、田及び畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 284 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 284 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で農地法第 3 条に規定する所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 285 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 11 ページです。日程第 3 地法第 4 条の規定による許可申請について。議案第 285 号。所在、北方字井ノ木山〇〇他 1 筆、畑、農振内、〇〇㎡。合計 4,246 ㎡、二種農地。申請人、湧水町北方 〇〇。形態、転用。用途、山林。申請事由、申請地は周囲を山林に囲まれ鳥獣被害が多く、生産性が低い為植林を行い山林に転用したい。土地利用図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書が添付されています。

- 議 長 議案第 285 号を審議します。議案第 285 号につきましては、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。
- 1 1 番 1 1 番〇〇です。農地法第 4 条に係る議案第 285 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の 30 ページから 33 ページを参照してください。周囲の状況は、北は山林、東は山林、南は山林、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 議案第 285 号について、ご質問ご意見等ございませんか。
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 285 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、3,000 m²を超えることから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 285 号については、許可相当と認め、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 4 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第 286 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 2 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について。議案第 286 号。権利、所有権移転。所在、木場字淵ノ子山〇〇、田。農振外〇〇m²。外 1 筆 計 2 筆 1,439 m²。三種農地。渡人、熊本市南区 〇〇。受人、湧水町木場 〇〇。用途、共同住宅・駐車場・通路。申請事由、企業進出に伴い貸室需要が増加し、供給が不足しているため、建設を計画したが宅地が見つからないので、申請地を転用したい。土地利用図・被害防除計画書・被害防除に関する誓約書が添付されています。以上です。
- 議 長 議案第 286 号を審議します。議案第 286 号につきましては、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 6番〇〇です。農地法第5条に係る議案第286号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の34ページから37ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は道路、南は田、西は田です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 議案第286号について、ご質問ご意見等ございませんか。

1 番 1件お尋ねします。売買価格を教えてください。

事務局 価格については、本人より公表しないで欲しいとのことでした。

議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第286号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第286号については、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第287号から議案第288号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 13ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第287号。願出人、湧水町稲葉崎 〇〇。土地の所在、稲葉崎字桑迫〇〇 畑〇〇m²外1筆 計2筆 3,685 m²。所有者、本人。非農地とする理由、申請地は、昭和47年頃に杉を植林し、山林化したため、農地への復元が困難である。なお、周囲は山林等に接しているため被害を及ぼすことはない。非農地判定基準、湧水町農業委員会非農地証明書交付基準第2条(9)。議案第288号。願出人、湧水町北方 〇〇。土地の所在、北方字永山〇〇、畑〇〇m²。所有者、本人。非農地とする理由、申請地は、昭和41年頃に杉を植林し、山林化したため、農地への復元が困難である。なお、周囲は山林等に接しているため被害を及ぼすことはない。非農地判定基準、湧水町農

業委員会非農地証明書交付基準第2条(9)。以上です。

議長 長 まず、議案第287号について審議します。本議案については現地調査が行われていまして、調査委員の報告をお願いいたします。

6番 6番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第287号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の38ページから41ページをご参照ください。調査意見は、昭和47年頃に杉を植林し、山林化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第287号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 異議なしと認めます。議案287号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。次に、議案第288号について審議します。本議案につきましても現地調査が行われていまして、調査委員の報告をお願いいたします。

6番 6番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第288号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の38ページから41ページをご参照ください。調査意見は、昭和47年頃に杉を植林し、山林化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第288号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 288 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。以上で非農地証明願の申請審議について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第 26 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 9 時 52 分

6 番

7 番

議 長
